記者発表資料

平成２５年　９月２７日
山形河川国道事務所

東北中央道　万世高架橋の修補工事を実施します

山形河川国道事務所で整備中の東北中央自動車道（米沢～米沢北間）にある万世高架橋において、設計の不具合による歩道の建築限界不足が見つかったことから、下記のとおり『かし修補※1工事』を実施しますのでお知らせします。
工事期間中は、国道13号の歩道において規制を伴いますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

１．概要

万世高架橋Ｐ４橋脚（山形県米沢市万世町）の梁によって、高架下に位置する国道１３号の歩道建築限界が不足することが分かったため、修補工事を実施するものです。

本来は、歩道建築限界（歩道舗装面からの高さ）として2.5ｍを確保すべきところ、梁までの高さが2.159ｍとなることから、341mm干渉することが分かりました。【別紙－１】

２．原因

橋の設計において、橋脚と歩道が斜めに交差する場合に実施すべき、橋脚前面（橋脚の梁と歩道面が最も近接する部分）での設計照査を怠ったため、梁が歩道建築限界の一部に干渉することとなったものです。

３．修補内容

橋脚の構造に影響のない範囲で、歩道建築限界に干渉する部分のコンクリートを切削し、所要の高さ（2.5m）を確保します。【別紙－２】

なお、設計を実施した（株）綜合技術コンサルタント（東京都千代田区）に対し、かし修補請求を行った上で修補工事を実施し、工事完成後は、修補にかかった費用を設計者に請求することとしています。

※1：かし（瑕疵）修補とは、成果物に瑕疵があるときに発注者が受注者に対して請求できる手直しのことで、業務等の契約約款に定められています。（民法第634条第1項でも瑕疵修補請求権が定められています。）

＜発表記者会：山形県政記者クラブ＞

問　合　せ　先
国土交通省　東北地方整備局 山形河川国道事務所　TEL 023-688-8421 副所長（道路）　伊藤　啓一 工務第二課長　大泉　隆是

別紙－１

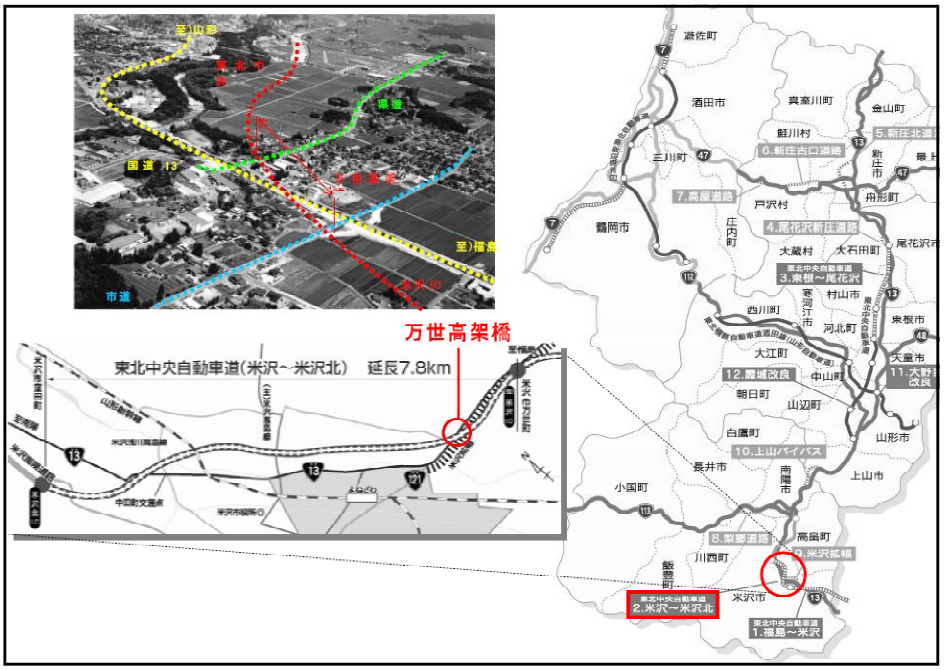

位置図

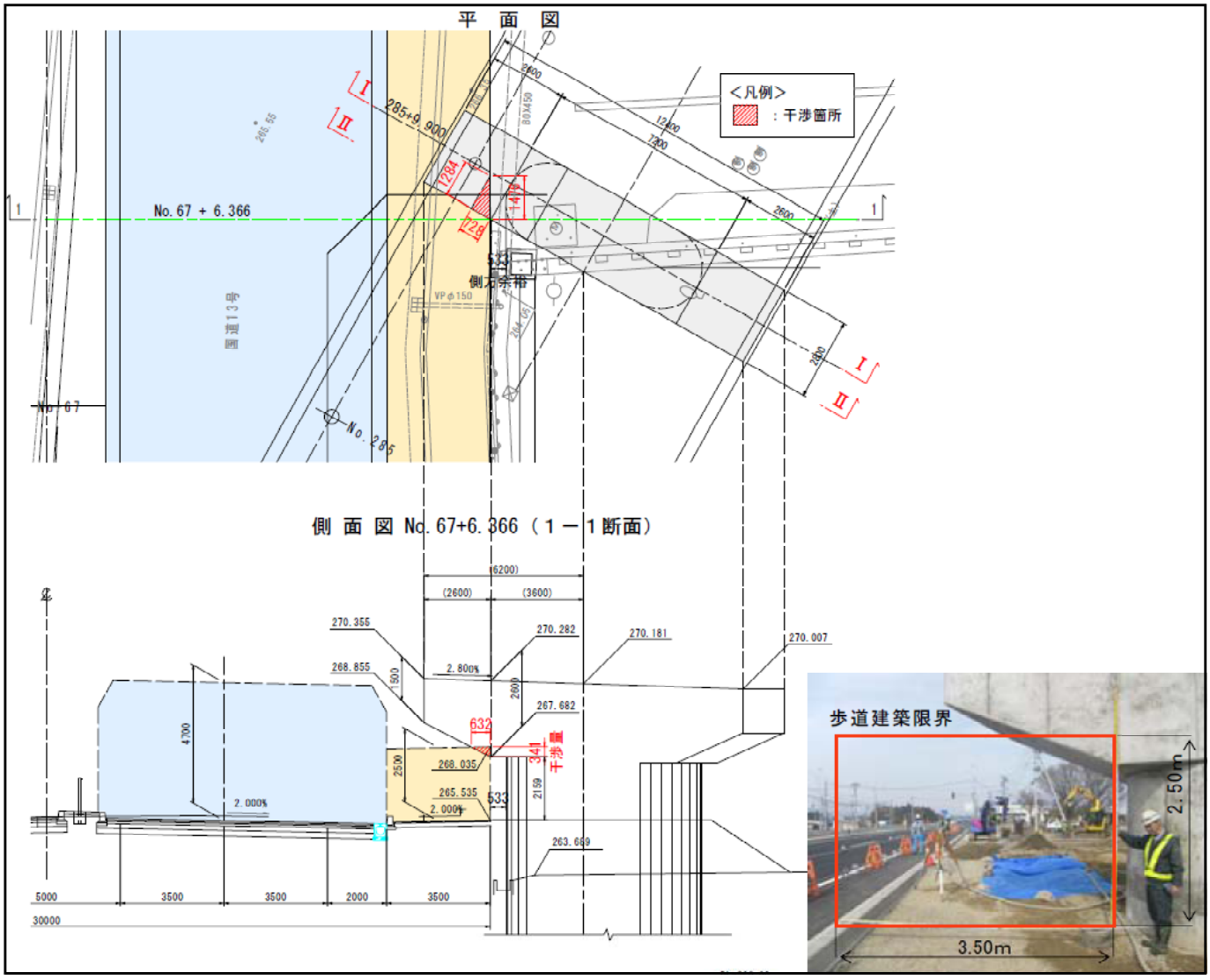

図１　歩道建築限界との干渉

別紙－２

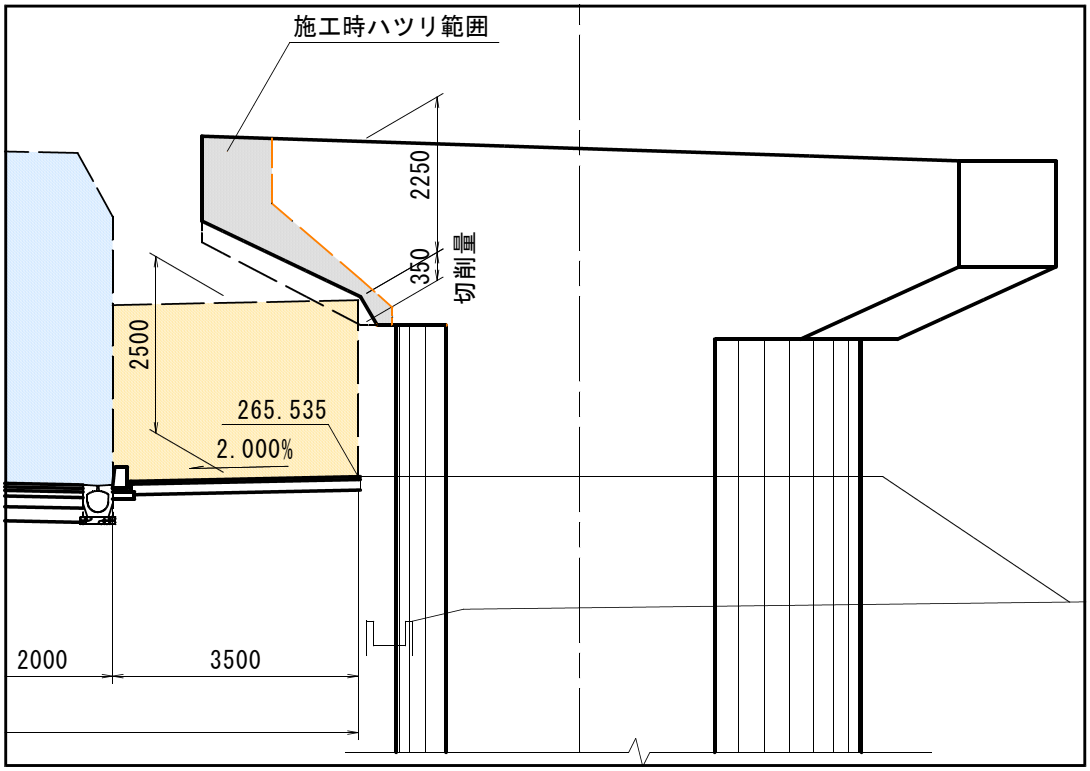

図２　修補内容



図３　完成イメージ